

各位

2024年9月に発生した豪雨災害に対する災害義援金の取扱いについて
—石川県珠洲市・石川県鳳珠郡能登町への災害義援金—

2024年9月に発生した能登半島豪雨災害により、石川県珠洲市・鳳珠郡能登町において甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受付けておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 取扱期間

2024年11月1日(金)～2025年12月26日(金)

※2025年3月31日(月)までを取扱期間としておりましたが、被災地の状況を鑑み、上記取扱期間に変更いたしました。

2. 寄付先

石川県 珠洲市(すずし)・石川県 鳳珠郡能登町(ほうすぐん のとちょう)

3. 振込先

お客さまからお預かりした義援金は、当金庫で取りまとめて各自治体の災害義援金口座に振込みいたします。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
石川県 珠洲市	珠洲市令和6年 能登豪雨災害義援金	興能信用金庫 珠洲支店	007	普通	8083550
石川県 鳳珠郡能登町	能登町令和6年 能登豪雨災害義援金	興能信用金庫 本店	001	普通	8110490

4. 振込手数料

無 料 (窓口の場合)

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

本義援金をお振込みいただいた際の振込依頼書の控え(振込金受取書)が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となりますので、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

なお、地方公共団体が発行する受領証が必要な場合は、振込依頼時に窓口にお申し出ください(後日、寄付先の地方公共団体から直接受領証が送付されます)。

※ 詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以上